

射水市フットボールセンター指定管理者募集要項

I 施設の概要

1 名称

射水市フットボールセンター（以下「センター」という。）

（ネーミングライツによる愛称：オリバースポーツフィールド射水）

2 所在地

射水市海竜町 23 番地 1

3 設置目的・管理運営方針等

市民の健康の保持増進及びスポーツの振興に寄与するとともに、フットボール競技等を生かした交流人口の拡大及び地域の活性化に資するために設置されました。

管理運営については、市民の平等な利用が確保され、また、安全かつ円滑に市民に施設を供用できるよう別添「射水市フットボールセンター管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、適正な管理を実施していただきます。

4 施設の概要

建物の構造	鉄骨造（クラブハウス、屋根付きフットサル場）
建築年月	令和 4 年 4 月
敷地面積	36,612.1 m ² （うち臨時駐車場 4,440.1 m ² ）
延床面積	クラブハウス 579 m ² 、屋根付きフットサル場 1,125 m ²
施設内容	人工芝フィールド 2 面（多目的利用可、夜間照明設備、防球ネット） 屋根付きフットサル場 1 面（多目的利用可） クラブハウス 1 棟（休憩ロビー、事務室、審判控室 2 室） ロッカー室 8 室 シャワー室 6 室 トイレ（多目的トイレあり） 倉庫 2 室 屋上観覧デッキ エントランス広場 AI カメラ 2 台（Pixellot S1） 駐車場（小型：165 台、大型：8 台） 防火水槽（V=40t）

5 備品の内容

別添「射水市フットボールセンター備品一覧表」（以下「備品一覧表」という。）参照

6 利用状況等

過去の利用者数、使用料金収入

年度	4年度	5年度	6年度
利用者数	66,814人	76,696人	13,989人
使用料金収入(税込)	19,901,190円	22,013,430円	6,480,218円

※ 令和4年度は4月29日から供用開始、令和5年度1月から能登半島地震被害により人工芝フィールド2面の使用を中止。

※ 令和7年4月29日から供用再開。

II 募集に関する事項

1 募集の趣旨

センターの適正な管理運営を図り、市民の健康の保持・増進及びスポーツ振興に寄与するとともに、交流人口の拡大や地域の活性化に資するため、施設の管理に指定管理者制度を導入するものであり、「射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年射水市条例第3号)」(以下「条例」という。)に基づいて、指定管理者候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格(指定管理者に求める資格・要件)

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体(以下、「法人等」という。)であることとします。

- ① 指定期間中、安定的に管理運営することが可能なノウハウや実施体制、経営基盤が確保されている法人等であること(法人格の有無は問いませんが、個人による申請はできません。)
- ② 申請する法人等その役員(株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職であるもの。以下同じ。)が、次のア～カのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

ウ 市税等を滞納している者

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

オ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、そ

の取消しの日から起算して2年を経過しない者

- ③ 申請する法人等の役員が次に掲げるア、イのいずれにも該当しないこと。

ア 民法第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）

イ 禁錮以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む。）

- ④ 別紙「公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について」の排除措置の該当事項に該当しないこと。

※ 複数の法人等で構成する共同体（以下「共同体」という。）で申請する場合、すべての構成員が上記の全要件を満たす必要があります。

※ 指定管理者として指定された場合、申請の時点から指定管理期間の満了時まで継続して上記の要件を満たしている必要があります。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は仕様書参照）

- ① センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② センターの使用の許可及び利用調整に関する業務
- ③ センターの利用料金の徴収に関する業務
- ④ その他、別添仕様書に記載する業務及びセンターの管理に関して教育委員会が必要と認める業務

(3) 管理の基準

- ① 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- ② 開館時間 午前9時から午後9時まで
(土曜日、日曜日及び祝日は午前8時から午後9時まで)

- ③ 管理の基準に関する提案について

上記①、②で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で、公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。ただし、この場合においても当該公の施設の管理に係る経費（以下「指定管理料」という。）は(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。

- ④ 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令、射水市フットボールセンター条例（令和3年射水市条例第29号）等を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

- ⑤ 適切な個人情報の取扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、射水市個人情報保護法施行条例（令和5年射水市条例第1号）に基づき、必要な措置を講ずる必要があります。

- ⑥ 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前協議書を市に提出し、市の承認が得

られれば、委託することができます。

なお、施設の使用許可及び利用料金に関する業務については、第三者へ委託することはできません。

⑦ 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

⑧ 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合のために、射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）に基づき、必要な措置を講じるよう努める必要があります。

(4) 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※ 指定期間途中で、市の政策等により施設が廃止となる場合、施設の廃止日をもって指定期間は満了することとします。その場合、市には違約金等の支払い義務は発生しないものとします。

また、施設の管理方針や手法の見直しなどの理由により、指定期間を短縮する場合があります。

(5) 管理に係る経費

① 指定管理料の上限額 令和8年度～令和10年度

	年額	合計
指定管理料上限額（税込）	8,083,000円	24,249,000円

ア 申請に当たっては、上記の上限額の範囲内で年度ごとに指定管理料を提案してください。

イ 上記の指定管理料の上限額には、公の施設に係る修繕費は含みません。

ウ 上記の指定管理料の上限は、管理に係る経費の総額から利用料金収入見込額を控除した額となっています。

※ 指定期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、指定管理料の上限額及び年度協定で定める額について、委任者と受任者の協議の上、所要の変更を行うものとします。

(参考) 管理に係る経費

	年額（税込）
管理に係る経費（a）	32,286,000円
利用料金収入見込額（b）	24,203,000円
指定管理料上限額（a-b）	8,083,000円

(参考) 過去3年間の管理に係る経費(修繕費を除く)

年度	4年度	5年度	6年度
管理に係る経費(税込)	29,528,928円	30,530,761円	26,575,950円

② 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、原則として4回に分けて支払います。

なお、支払時期や方法については、別途締結する年度協定書で定めます。

また、社会経済情勢の変化等に伴い、指定管理者から支払月の変更の申出があった場合は、協議の上、支払月を変更することができるものとします。

回数(例)	第1回(4月)	第2回(7月)	第3回(10月)	第4回(1月)
支出額	指定管理料の30%	20%	30%	20%

※ 指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、指定管理料に余剰金が生じても、原則として精算は行いません。ただし、新設施設で経費や収入の正確な見積もりが困難な場合や、経費が大きく増減することが見込まれる場合は、あらかじめ市と指定管理者の協議の上、精算を行うことができるものとします。

③ 修繕費について

ア 修繕費は、年額440,000円(税込)です。

イ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件30万円未満の修繕については、原則として指定管理者が行うこととします。

なお、1件30万円以上の修繕については、市で執行することとします。

ウ 年間の修繕費は、次のとおり2回に分けて支払います。

月	4月	10月
支出額	修繕費の70%	30%

※ 修繕費については、年度終了後精算し、不用額が生じた時は、市の指定する方法で返還するものとします。

※ 指定期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、修繕費の上限額及び年度協定で定める額について、委任者と受任者の協議の上、所要の変更を行うものとします。

(参考) 過去3年間の修繕の件数(1件30万円未満:税込)

年 度	4年度	5年度	6年度
件 数	5件	6件	2件
支 出 額	375,276円	475,915円	19,398円
主な修繕内容	テントパイプ修繕、タイル補修工事	防球ネット設置工事、人工芝メンテナンス・黒ゴムチップ散布、熱中症指数センサー修繕	芝刈り機ブレード更新、除雪機バッテリー補修

④ 留意事項

指定期間における指定管理料の上限額は、災害等不測の事態の発生など、特段の事情がある場合を除き、原則として、増額しません。

(備品購入について)

公の施設の備品（射水市物品管理規則第3条第1項第1号に規定する備品）については、市で購入することとします。

なお、指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前協議書を市に提出し、市の承認を得る必要があります。

また、指定期間の満了時等においては、条例第9条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。ただし、原状回復義務について市の承認を得た時は、この限りではありません。

指定管理者は、射水市に帰属する備品について、処分等を行う必要がある場合は、市と事前に協議することとし、当該物品の異動があったときは、その都度、市に報告するものとします。

(経理について)

指定管理者は、指定管理業務に係る資金の収支については、他の会計とは区分して経理し、独立した口座により管理することとします。

(6) 利用料金制について

施設については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。

利用料金は、射水市フットボールセンター条例第9条の規定により、同条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。また、自主事業等による収入についても、指定管理者の収入となります。

なお、令和8年度から令和10年度までの年間利用料金収入見込額は24,203,000円/年(税込)とします。

(7) 指定管理者と市とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。

なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者で協議することとします。

《施設の管理運営に係る市と指定管理者とのリスク分担について》

項 目		指定管理者	市
施設の通常の維持管理・運営		○	
施設内の設備・備品の維持管理		○	
施設、備品の小規模な修繕（1件30万円未満）		○	
施設、備品の大規模な修繕（1件30万円以上）			○
指定管理者が自ら調達した備品の修繕等		○	
施設に係る火災保険への加入			○
施設に係る損害賠償保険への加入 ※ 1		○	○
物価変動に伴う経費の増加 ※ 2		○	
不可抗力に伴う経費の増加			○
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設） ※ 3		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの ※ 4	○	
	市に帰責事由があるもの		○
個人情報の漏洩（指定管理者の故意又は過失によるもの）		○	
自主事業運営に関するもの		○	

※ 1 指定管理者が、施設内で自主事業を実施する場合等、市が加入している「市民総合賠償保険」の対象とならない事項については、必要に応じて、指定管理者自身で必要な保険に加入してください。

※ 2 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

※ 3 利用者の減少が、新たな感染症の流行等、不可抗力による場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

※ 4 指定管理者が故意又は過失により利用者に損害を与えた場合において、市がその損害を賠償したときは、国家賠償法の規定により、指定管理者に対して求償権を行使することがあります。

(8) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、市へ定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容

ア センターの管理状況に関する事項

イ センターの利用者数や利用料金収入額等施設の利用状況に関する事項

ウ 自主事業の実施状況や管理に係る収支状況等その他必要な事項

(記載内容)

管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料又は利用に係る収入の実績、施設の

保守・修繕状況、利用者アンケート結果、光熱水費等の状況、その他報告事項（事故、苦情）

② 提出期限

毎月10日まで

③ 提出方法等

生涯学習・スポーツ課へ1部提出

(9) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、条例第7条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

ア センターの管理業務の実施状況に関する事項

イ センターの利用の状況に関する事項

ウ センターの利用料金収入の実績に関する事項

エ その他、センターの管理業務に係る経費の状況に関する事項

オ 利用者アンケートに関する事項

カ 業務状況評価シート（指定管理者用）

② 提出期限

毎年度終了後、1か月以内

③ 提出方法等

生涯学習・スポーツ課へ1部提出

(10) 市の調査・評価等に対する協力

市では、指定管理者制度導入施設に係るモニタリングを実施しています。

指定管理者は、利用者アンケートを実施し、その結果を事業報告書に記載していただきます。

市は、毎年度終了後に指定管理者から事業報告書の提出を受けた後、施設の管理運営状況について業務状況評価を実施し、その結果を公表します。

また、年に1回以上実地調査を行うほか、必要に応じて当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、必要な調査や指示をすることがあります。

指定管理者はこれらの必要な調査等に協力するものとします。

(11) 監査委員による監査

市の監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者による施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

(12) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

上記(10)の市による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善す

ることができなかつた場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができません。

② 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、指定取消し等によって生じた損害について、市に賠償するものとします。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び市の責めに帰すことができない事由により、事業継続が困難となった場合は、施設管理の可否について両者協議の上、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(13) 保険の加入

指定管理者は、自らが負うリスクに対し、必要な保険に適切な範囲で加入するものとします。

なお、保険に加入した場合は、保険契約及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに提出してください。保険契約を更新又は変更した場合も同様とします。

① 火災保険

市は、施設について建物総合損害保険に加入し、保険料を支払います。ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとします。

② 賠償責任保険

市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の平成 23 年度制度改正により、すべての指定管理者を当該保険の被保険者としてみなすことができるようになりましたが、指定管理者の自主事業による活動は対象外となります。そのため、指定管理者独自で保険に加入するなど、指定管理者による損害賠償の履行を確保する必要があります。その他、指定管理期間中に必要な保険については、適宜指定管理者自身で加入してください。

《全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容》

身体賠償	1 名につき	1 億円
	1 事故につき	10 億円
財物賠償	1 事故につき	2,000 万円

(14) 指定管理者による自主事業等の提案

① 自主事業の実施

指定管理者は、施設の管理運営業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することが

できます。ただし、実施できる事業は、「自主事業に関する提案書（様式第4号）」を市へ提出し、市の承認を得たものに限りです。

なお、自主事業を実施する場合には、次の点に留意してください。

ア 自主事業の内容が、センターの設置目的に沿ったものであること、又は施設を有効に活用し、その魅力や利用者サービスの向上により施設の利用促進に効果をもたらすものであること。

イ 事業の実施に当たって、他の利用者の支障とならないこと。

ウ 市が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。

エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。

オ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。

カ 自主事業の経理は、指定管理業務と区分して経理すること。

② 自動販売機の設置

指定管理者は、施設利用者の利便性向上のため、自主事業として施設内に清涼飲料類等（たばこを除く。）の自動販売機を設置することができます。「自主事業に関する提案書」に設置台数、設置場所、収支見込等を明記し、提案してください。

(15) 施設の優先使用

本市における公の施設は、災害発生時において、避難場所、物資集配拠点等として重要な役割を担うことが想定されています。災害時に市が緊急に避難場所として施設を使用する必要があると認めるときは、指定管理者は市の指示に基づき、優先して避難者を受け入れてください。

(16) 地域団体との連携

指定管理者は、委任者及び公益財団法人射水市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の市内外のスポーツ関係団体並びに地元地域振興会等の団体と連携を図りながら、スポーツ推進に資する事業を行ってください。

3 応募・選定手続

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和7年9月1日(月)から令和7年10月14日(火)まで

② 配布場所

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 スポーツ推進係

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

- ア 指定申請書（様式第 1 号）
- イ 事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 収支計画書（様式第 3 号の 1、第 3 号の 2）
- エ 自主事業に関する提案書（様式第 4 号）
- オ 誓約書（様式第 5 号）
- カ 代表者等の名簿（「射水市の公の施設の管理の業務から暴力団排除に関する合意書の取扱要領（平成 19 年射水市告示第 10 号）」に基づき、代表者・役員の役職、氏名、住所、生年月日を記載した名簿を提出してください。）
- キ 法人などの概要を記載した書類
- ク 法人などの組織図、役員名簿
- ケ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- コ 法人の登記事項証明書
- サ 申請日の属する事業年度の直前 2 事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から 3 か月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前 2 事業年度のこれらの書類）
 - ※ 書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- シ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにする書類
- ス 納税したことを証明する書類（滞納がないことを証明する書類）
- セ 共同体として申請する場合は、共同体の構成団体及び代表者、協定書、役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類
 - ※ 共同体の場合は、キ～スに関する書類をその全構成員について提出すること。
- ソ 体育施設に類する施設の管理業務の実績がある場合にはその内容がわかる書類（過去 3 か年程度の主なもの）
 - ※ 共同体の場合は、構成員の実績でも可。

② 提出部数 正本：1 部、副本：上記ア～エ、ク、セ及びソ 7 部

③ 提出先及び提出方法

以下の提出先に持参又は郵送で提出してください。郵送の場合は、郵便書留により期限まで必着とします。電子メール、FAXでの提出は認めません。

（提出先）

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 スポーツ推進係

④ 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 1 時から令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時まで

⑤ 申請書類に係る著作権

（指定管理者候補者選定までの著作権）

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、市は、指定管理者候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理者候補者の選定後の著作権)

指定管理者候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権は、指定管理者候補者に選定された時から市に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

ア 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。

イ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出及び差替えを認めません。

ウ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

エ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

オ 提出された書類は返却しません。

カ 提出された書類は射水市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等不開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

複数の法人等で構成する共同体（以下「共同体」という。）も申請を行うことができます。

共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

ア 質問は、次の質問受付期間内に電子メール（又はFAX）により、提出してください。

イ 質問事項の他に申請団体名（共同体で申請する場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者の所属、氏名を記載してください。

ウ 回答は、質問事項を提出された方のメールアドレス宛に送付するとともに、本市ホームページに掲載します。

② 質問受付期間

令和7年9月4日(木)午前9時から令和7年10月6日(月)午後5時まで

③ 質問への回答日

随時回答します。

(4) 説明会の開催について

必要に応じて開催します。参加希望の方は、令和7年9月17日(水)までに末尾の問い合わせ先へご連絡ください。

① 日時 別途案内

② 場所 現地又は射水市役所

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

指定管理者の選定に係る審査については、「射水市教育施設指定管理者候補者選定委員会」において行います。申請者は、選定委員会において、提出書類の内容について、プレゼンテーションを行っていただくほか、委員によるヒアリングに対応していただきます。

審査は、10月31日（金）に行う予定で、非公開とします。

② 審査基準

審査に当たっては、次の審査基準に基づき採点し、その得点が最も高かった者を指定管理者候補者として選定することとします。

なお、次の審査基準に基づいた得点の合計点が、満点の6割に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しないこととします。

《審査基準》

審査基準	審査の視点	判定
1 市民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	<p>【施設設置目的の達成】</p> <p>a 射水市フットボールセンター条例にある施設の設置目的を認識し、交流人口の拡大や地域活性化のための運営方針及び事業の提案が明確に示されているか。</p> <p>b 地域や関係機関、関係団体との連携が図られているか。</p> <p>c 施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。</p> <p>【利用の拡大、サービスの向上】</p> <p>a 利用者の増加及び質の高いサービス提供を実現できる内容となっているか。</p> <p>【合宿・大会誘致や施設設備の活用方針】</p> <p>a 合宿・大会の誘致、ローカル5G・AIカメラを活用した事業について適切かつ実現性の高い提案がなされているか。</p> <p>【施設の魅力向上の取組】</p> <p>a 施設の魅力・認知度向上に向けた取組が提案されているか。</p>	50
3 管理運営経費の縮減 (条例第4条第2号)	<p>【管理運営に係る収支の内容と的確性】</p> <p>a 提示された指定管理料の範囲内において、施設の管理運営にかかる経費が明確な積算根拠を基に適正に見込まれているか。</p> <p>b 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案がなされ、健全な運営が確保されているか。</p>	25

4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	【安定した基礎能力】 a 団体の経営状況に問題はないか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理的基礎を有しているか。	20
	【安定した人的管理能力】 a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備されているか。 c 緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。	
	【個人情報の保護について】 a 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
5 スポーツ施設の管理実績	【スポーツ施設の管理実績】 a スポーツ施設（当該施設や体育館に類する施設）の管理実績	5
合計		100

③ 審査結果

審査結果については、審査が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
なお、審査の結果概要については、市のホームページ等で公表することとします。

Ⅲ 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経た上で、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

(1) 基本協定

指定期間を通じて適用する基本的な事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 指定管理料、修繕費の額に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告等に関する事項
- ⑥ 市と指定管理者のリスク分担に関する事項
- ⑦ 自主事業に関する事項
- ⑧ 経理区分に関する事項
- ⑨ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑩ 指定期間満了時等における原状回復義務

- ⑪ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑫ 不可抗力発生時の対応及び避難所等としての使用に関する事項
- ⑬ 管理の業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑭ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑮ 事故対応マニュアル等の作成に関する事項
- ⑯ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑰ 権利義務の譲渡及び一括再委託の禁止
- ⑱ その他必要と認める事項

(2) 年度協定

年度ごとに取り決めるべき事項について、年度協定を締結します。

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 修繕費の額及び支払方法に関する事項
- ④ その他必要と認める事項

IV その他

1 スケジュール

9月 1日	募集開始
9月 1日～10月14日	募集要項の配布
9月中	説明会の開催（必要に応じて）
9月 4日～10月 6日	質問の受付
随時	質問の回答
10月14日	申請書提出期限
10月31日	指定管理者候補者の選定（選定委員会）
11月	指定管理者候補者との協議
	指定管理者候補者と仮協定書の締結
12月議会	指定管理者指定の議決
議会終了後	指定管理者の指定
	指定管理者の告示
	指定管理者との基本協定書（本協定書）の締結
令和8年4月1日	指定管理者による施設の管理開始

2 その他留意事項

- (1) 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供していただきます。
- (2) 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。
- (3) 市内雇用者の確保及び市内事業者等の活用について

適正な履行の確保を図ることができる範囲において、指定管理業務に伴う雇用に当たっては、市内から積極的に雇用するとともに、修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、市内事業者等の活用に努めてください。

3 配付資料

- (1) フットボールセンター管理業務仕様書
- (2) フットボールセンター備品一覧表
- (3) 指定申請書（様式第1号）
- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) 収支計画書（様式第3号の1、様式第3号の2）
- (6) 自主事業に関する提案書（様式第4号）
- (7) 誓約書（様式第5号）
- (8) 申出団体概要調書
- (9) 説明会参加申込書
- (10) 質疑書
- (11) 射水市フットボールセンター条例及び同条例施行規則
- (12) 射水市の公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について（別紙）

問い合わせ先

射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 スポーツ推進係
(事務担当：明神、野上)

電話：0766-51-6637、FAX：0766-51-6663

メールアドレス：sports@city.imizu.lg.jp

別紙

射水市の公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について

市では、公の施設への指定管理者制度の導入に当たって、公の施設の適正な管理の確保を図るため、射水警察署と連携して、次のとおり公の施設の管理の業務から暴力団関係者を排除することとしています。

第1 排除措置の対象者、該当事項及び内容

1 市の公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとし、又は当該指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者等」という。）、指定管理者等の代表者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は指定管理者等の被雇用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、市は、その排除のため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団関係者である場合
- (2) 暴力団関係者を利用した場合
- (3) いかなる名目をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (4) 暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している場合

2 1の「必要な措置」は、次表のとおりとし、同表の該当事項の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の措置内容の欄に記載する措置を講ずるものとする。

該当事項	措置内容	
	指定管理候補者選定時	指定管理者指定後
(1)ア 1の(1)に指定管理者等の代表者等が該当する場合	指定管理候補者として不選定	指定の取消し
イ 1の(1)に指定管理者等の被雇用者が該当する場合	必要な指示又は指定管理候補者として不選定	必要な指示、管理業務の停止又は指定の取消し
(2) 1の(2)に該当する場合		
(3) 1の(3)に該当する場合		
(4) 1の(4)に該当する場合		

第2 第1に定める事項の運用基準

- 1 「法人等の経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。
 - (1) 出資者として事実上経営を支配していると認められる者
 - (2) 顧問、相談役等の肩書きを持つ等経営に関与していると認められる者
 - (3) その他経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 「暴力団関係者」とは、次のものをいう。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) (1)又は(2)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等
- 3 「暴力団関係者を利用した場合」とは、次の場合をいう。
 - (1) 指定管理者の選定に当たり、暴力団関係者を利用して、自らの団体等が有利となる

- よう他の団体等を妨害した場合
- (2) 暴力団関係者を利用して、特定の団体等を再委託者として使用するよう強要した場合
 - (3) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債権の放棄又は不当な値引きを強要した場合
 - (4) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債務の履行を強要した場合
 - (5) 暴力団関係者に紛争等の解決を依頼した場合
 - (6) その他自ら若しくは第三者が不正な利益を得、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団関係者を利用した場合
- 4 「金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合」とは、次のような場合をいう。この場合において、「与えた」とは、自発的に行う場合をいい、脅迫によるものは含めないものとする。
- (1) 用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えた場合
 - (2) 暴力団関係者が行う冠婚葬祭等社会的儀礼行為、放免祝い、誕生会、事務所開き等いわゆる「義理事」や諸行事にいかなる名目であれ、資金的援助をした場合又は祝い金等の金銭や物品を供与し、若しくは建物、駐車場等を供与した場合
 - (3) 暴力団関係者に対し、その事業の遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品等又はその者の住居の用に供する建物を提供し、貸与し、支給する等の便宜を図り、又は支援を行った場合
 - (4) 暴力団関係者を業務の再委託者又は資材等の納入者として使用した場合
- 5 「暴力団関係者との密接な交際関係」とは、次のような交際関係にあることをいう。この場合において、当該交際関係の認定に当たっては、その頻度、範囲等、当該交際関係にあることの正当な理由及び暴力団関係者であることの認識の有無を総合的に勘案するものとする。
- (1) 暴力団関係者とゴルフ、麻雀等の交遊をすること。
 - (2) 暴力団関係者との旅行に同行すること。
 - (3) 暴力団関係者と飲食を共にすること。
 - (4) 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること又は自ら主催する冠婚葬祭等の行事に暴力団関係者を招へいすること。
 - (5) 暴力団事務所若しくは暴力団関係者宅に出入りすること又は指定管理者等の事務所若しくは指定管理者等の代表者等若しくは指定管理者等の被雇用者の自宅に暴力団関係者が出入りすること。
 - (6) 暴力団関係者の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織の会員になること又はその顧問等に名を連ねること。

第3 その他留意事項：暴力団関係者から不当要求等があったときの対応

- 1 暴力団関係者による不当な要求又は公の施設の管理の業務等への不当な介入行為があったときは、速やかに、射水警察署へ届けること。
- 2 1の「暴力団関係者による不当な要求又は公の施設の管理の業務等への不当な介入行為」とは、次の場合をいう。
 - ア 「不当な要求」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、行われる要求のことをいう。
 - イ 「不当な介入行為」とは、指定管理者の意に反して公の施設の管理の業務に介入し、又は当該管理の業務の実施を妨害すること。